

食料・農業・農村基本計画の策定について

8-1 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて

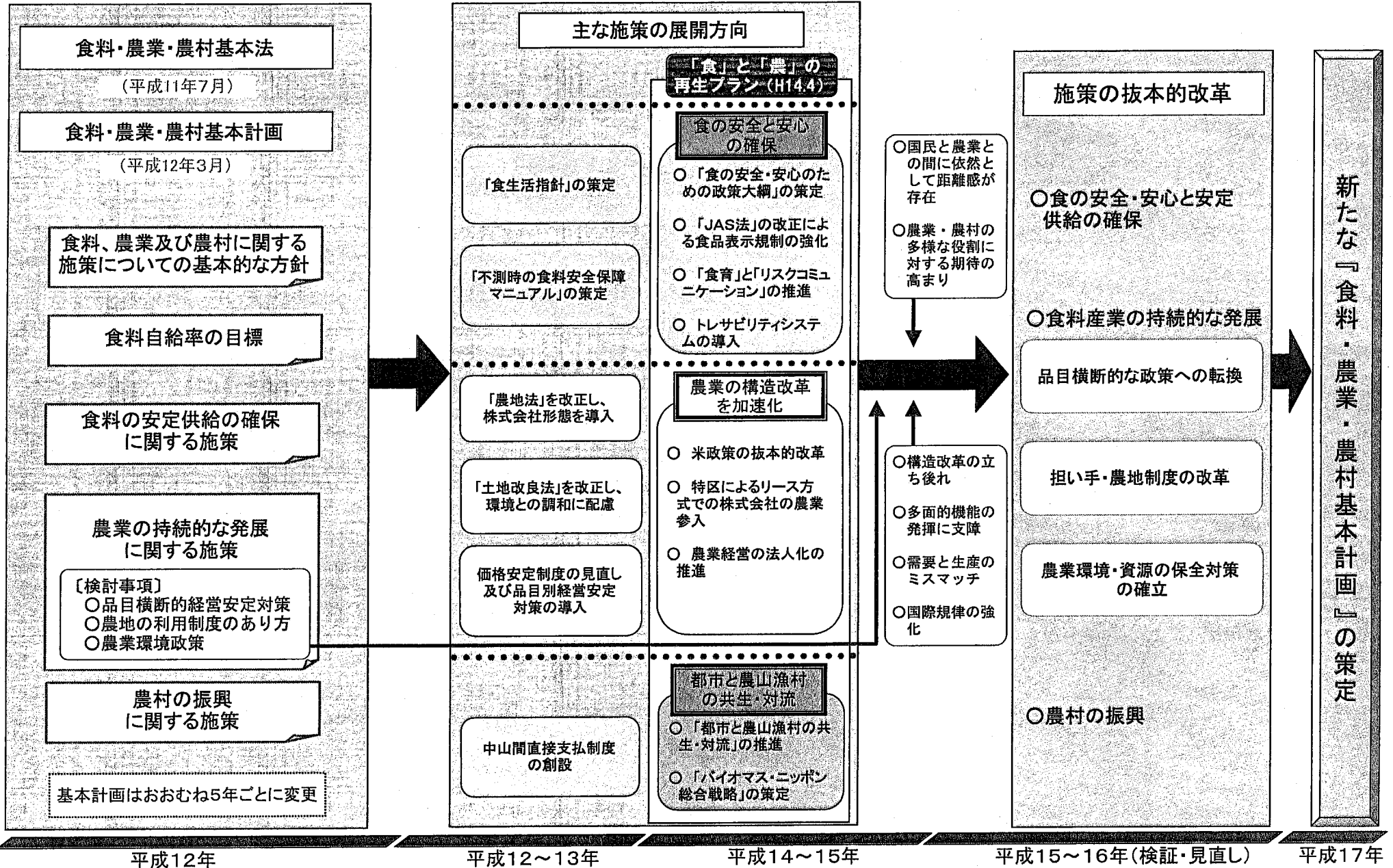
8-2 新たな基本計画策定に当たっての主要施策の検討項目

8-3 食料・農業・農村基本計画に関する審議の進め方

(参考1) 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員・臨時委員・
専門委員名簿

(参考2) 食料・農業・農村基本計画の概要について

新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて



新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて

平成十五年八月二十九日
農林水産大臣談話

農林水産省においては、これまで、食料・農業・農村基本法及び同基本法の理念を具
体化した農政の指針である食料・農業・農村基本計画に即した政策の推進に取り組んで
まいりました。また、この一環として、平成十四年に策定した「食」と「農」の再生
プランに基づき、食の安全・安心の確保に向け消費者に軸足を移した農政の展開や、米
政策改革の推進など、各般の農政改革を進めてきたところであります。

こうした中で、基本計画については、基本法において、食料・農業・農村をめぐる情
勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに見直すこととされ
ているところであり、現在の基本計画が平成十二年に閣議決定されたものであること
に鑑み、このたび、平成十七年を目途に新たな基本計画を策定すべく、見直し作業を
開始することといたしました。

この見直しに当たっては、農業構造のさらなる改革、食料の安定供給の確保、環境

保全を重視した農政の実現等の視点に立って、基本計画自体及びそれに基つき実施されている各般の施策について、徹底的な検証と見直しを行っていく所存であります。

特に、現行基本計画決定以降大きく顕在化した「食」の安全・安心の問題については、本年六月に制定した「食の安全・安心のための政策大綱」に従って現在取組を進めているところでありますが、消費者の支持があつてこそ我が国の農業の持続的発展が可能となるとの考えを更に根本に据え、消費者の視点に立って施策の強化を検討してまいります。

また、この際、私としては、今般の見直し作業の一環として、現行基本計画決定時からの課題である

(一) 品目別の価格・経営安定政策から、諸外国の直接支払いも視野に入れた、地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行

(二) 望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革

(三) 環境保全を重視した施策の一層の推進と、食料安全保障や多面的機能発揮のために不可欠な農地・水等の地域資源の保全のための政策の確立

について本格的な検討に取り組むよう省内に指示したところであります。

今後、省内での検討作業を経た上で、食料・農業・農村政策審議会をはじめ国民に開かれた透明性のある議論を行い、新たな基本計画に結実させるとともに、具体的な施策の改革を実行してまいります。私としては、食の安全・安心を支える担い手・農地・水の確保と美しい環境の保全を可能とする農政の確立に万全を期すことにより、消費者・国民の期待に応える我が国農業・農村の実現に向けて、全力を尽くす決意であります。

新たな基本計画策定に当たっての主要施策の検討項目

1. 食の安全・安心と安定供給の確保

(1) 食の安全・安心の確保

○ リスク分析手法に基づく食品の安全性の確保

〔 生産資材の適切な管理・使用の推進、食品の安全を確保するための調査・監視の強化、家畜防疫体制の強化 〕

○ 食品表示の適正化等

〔 JAS制度の見直し 〕

○ 食育の推進

〔 食生活の改善に資する日本版フードガイドピラミッドの構築 〕

○ 消費者と生産者・事業者の顔の見える関係の構築

〔 トレーサビリティシステムの普及・拡大 〕

(2) 食料の安定供給の確保

○ 農産物の安定的な輸入の確保

○ 不測時における食料安全保障

○ 国際協力の推進

2. 食料産業の持続的な発展

(1) 農業の競争力強化

○ 効率的かつ安定的な農業経営の育成

〔 担い手の明確化、多様な担い手の確保・育成
特区の全国展開等そのあり方を見直し、参入規制の見直し 〕

○ 農業の競争力強化に向けた生産供給システムの構築

〔 需要に応じた生産の推進
農業内外のコスト構造の改革、農業生産の再編に伴い必要となる措置 〕

○ 新技術・品種の開発・普及

○ 担い手の農業経営に対する支援の体系的整備

〔 品目横断的施策への転換（畑作、水田作）
野菜・果樹・畜産における収入・所得変動対策のあり方 〕

- (2) 農業資源の整備・保全
 - 農地の確保及び有効利用
 - (多様なニーズに対応した農地・土地利用規制の見直し)
 - 農業生産の基盤の整備
 - 農業環境・資源の保全
 - (農地及び農業用水等の保全・環境負荷の低減)
 - 中山間地域等生産条件格差を補正するための政策
- (3) 農業の自然循環機能の維持増進
 - バイオマス利活用の推進
 - 環境保全型農業の推進
 - 政策推進における環境への配慮
- (4) 食品産業の競争力強化
 - 農業との連携による食品産業の機能強化
 - (地域ブランドの確立)
 - 食品流通の合理化
 - (卸売市場流通の効率化、物流コスト改革)
- (5) 農産物・食品の輸出の促進

3. 農村の振興

- 農村の特性を活かした快適な暮らしの実現
- 地域資源を活用した就業機会の増大
- 国民共通財産としての美しいむらづくり
 - (景観配慮の原則化)
- 都市と農山漁村の共生・対流の推進

* 「農業環境・資源の保全」、「中山間地域等生産条件格差を補正するための政策」は、「農村の振興」の政策体系の一環としても検討

食料・農業・農村基本計画に関する審議の進め方

年 月	項 目	備 考
15年12月	食料・農業・農村政策審議会(12月9日) ・ 基本計画変更についての諮問	
16年1月	企画部会 ① 品目横断的な政策への転換 ② 担い手・農地制度の改革 ③ 農業環境資源の保全対策の確立 を中心に議論 (1ヶ月に1～2回ペースで開催)	
夏頃	食料・農業・農村政策審議会 ○ 中間論点整理 企画部会 ① 計画の構成 ② 食料自給率目標等の検証 ③ 施策改革全体 について議論 (1ヶ月に1～2回ペースで開催)	17年度予算概算要求等
年末	食料・農業・農村政策審議会 ○ 論点整理	17年度予算概算決定等
17年	企画部会 ○ 基本計画案について議論	
3月	食料・農業・農村政策審議会 ○ 基本計画変更について答申	基本計画閣議決定

食料・農業・農村政策審議会企画部会
委員・臨時委員・専門委員名簿

(委員)

あ	か	す	み	お
安	高	澄	夫	
え	ら	く	に	お
江	頭	邦	雄	
お	お	み	ち	こ
大	木	美	智	子
お	お		い	わ
大	庭		巖	
こ	が	の	ぶ	あ
古	賀	伸	明	
し	う	し	ん	い
生	源	眞	一	
し	ん	た	ま	こ
新	開	玉	子	
と	よ	た	か	し
豊	田	隆		
な	む	ひ	ろ	む
中	村	裕		
は	が	と	え	
長	谷	朝	恵	
ひ	の	け	い	こ
平	野	啓	子	
ま	だ	あ	つ	こ
増	田	淳	の	り
も	の	よ	し	の
森	野	美	徳	
や	ぎ	ひ	の	
八	木	宏	典	

農業・遠賀郡農業協同組合代表理事組合長
味の素(株)代表取締役社長
消費科学連合会会長
京都ホテルオークラ取締役総料理長
日本労働組合総連合会副会長
東京大学大学院農学生命科学研究科教授
農業・(有)ぶどう畑代表取締役・福岡県指導農業士
東京農工大学大学院農学研究科教授
全国農業会議所専務理事
主婦・消費生活アドバイザー
語り部・テレビキャスター
ジャーナリスト
日本経済研究センター研究開発部主任研究員
東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(臨時委員)

す	も	ひろ	ぶ	み
杉	本	博	文	
な	が	ま	さ	や
永	石	正	泰	
に	し	や	す	ま
西	山	泰	正	
や	だ	と	し	お
山	田	俊	男	

福井県池田町長
福島県農林水産部経営支援領域総括参事
北海道農政部次長兼道産食品安全室長
全国農業協同組合中央会専務理事

(専門委員)

あ	お	え	い	こ
秋	岡	栄	子	
あ	づ	さ	と	し
安	土	敏		
さ	か	か	ず	あ
坂	も	多	且	
た	と	ひ	ろ	し
立	花	宏		
む	ら	や	す	お
村	た	泰	夫	
も	も	か	ず	ひ
森	と	一	と	
よ	本	ま	わ	む
横	川	竟		

経済エッセイスト
経済小説家・サミット(株)最高顧問
船方農場グループ代表・(社)日本農業法人協会顧問
(社)日本経済団体連合会常務理事
朝日新聞編集委員
農業
(社)日本フードサービス協会会長

現行の「食料・農業・農村基本計画」の概要について

現行の「食料・農業・農村基本計画」は、平成12年3月に閣議決定

食料・農業・農村基本計画の構成

- 1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
食料・農業・農村基本法の基本理念の実現を図るため、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 2 食料自給率の目標
- 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (1) 食料の安定供給の確保に関する施策
 - ・ 食品の衛生管理及び品質管理の高度化
 - ・ 食品の表示の適正化
 - ・ 健全な食生活の指針の策定
 - ・ 国内生産では需要を満たすことのできない農産物の安定的な輸入の確保
 - ・ 不測時における食料安全保障 等
 - (2) 農業の持続的な発展に関する施策
 - ・ 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立
 - ・ 経営意欲のある農業者による創意工夫を生かした農業経営の展開
 - ・ 農地の確保及び有効利用
 - ・ 農業生産の基盤の整備
 - ・ 人材の育成・確保及び女性・高齢者の活動の促進
 - ・ 農業等に関する技術の開発及び普及
 - ・ 需要事情及び品質評価を適切に反映した農産物価格の形成と農業経営の安定
 - ・ 農業の自然循環機能の維持増進 等
 - (3) 農村の振興に関する施策
 - ・ 農業の振興その他農村の総合的な振興（農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備等）
 - ・ 中山間地域等の振興（農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件等に関する不利を補正するための支援を行うこと）
 - ・ 都市と農村の交流促進、都市及びその周辺の地域における農業の振興 等
- 4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

基本計画は、食料・農業・農村をめぐる事情の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直すこととされている

<食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）>

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料自給率の目標

三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 （略）

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

6 （略）

7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 （略）

現行の「食料・農業・農村基本計画」において今後の検討に委ねられている事項

○経営所得安定対策

「育成すべき農業経営を個々の品目を通じてではなく経営全体としてとらえ、その経営の安定を図る観点から、農産物の価格の変動に伴う農業収入又は所得の変動を緩和する仕組み等について、今後、品目別の価格政策の見直し状況、品目別の経営安定対策の実施状況、農業災害補償制度との関係を勘案しながら検討を行う」

○農業環境政策

「農業生産に係る環境面に関連した施策の在り方について、諸外国における動向、今後の国際規律の動向等を踏まえながら検討を行う」

○農地利用制度のあり方

「農村における農地の利用等に関連する諸制度の在り方について、総合的な観点に立った検討を行う」